

ブックレットの配付要領

制 定 令和3年4月2日

（目的）

第1 この要領は、馬事知識の普及を図るため、地方競馬全国協会の補助事業により公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）が作成したブックレットの配付に必要な事項を定めることを目的とする。

（配付対象者）

第2 ブックレットの配付を受けることができる者は、馬事関係団体、畜産関係団体、地方競馬主催者、その他協会会長が必要と認める団体とする。

（配付価格及び数量）

第3 配付価格は無償とするが、配付数量は年間一団体当たり種類ごとに300冊を上限とする。ただし、その送料については、実費負担させることがある。

（配付の申請）

第4 ブックレットの配付を受けようとする者は、別記様式1による配付申請書（以下「申請書」という。）を協会会長に提出する。

（配付の決定）

第5 協会会長は、申請書を受理したときは、速やかに配付の可否を決定し、別記様式2により通知する。

2 協会会長は、前項による決定に当たっては、必要な条件を付すことができる。

（配付の取消し）

第6 協会会長は、配付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、配付決定を取り消すとともに、既に配付したブックレットを返還させることができる。

- （1）申請書に記載された目的以外に使用したとき
- （2）この要領又は配付決定に付した条件に違反したとき

（報告等）

第7 ブックレットの配付を受けた者は、申請書に記載されたイベント等が終了したときは、遅滞なく、別記様式3による報告書を協会会長に提出しなければならない。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。